

令和2年度 事業計画書

1 運営・処遇等方針

当法人の令和2年度は、菊池市から移譲された特別養護老人ホームつまごめ荘の経営が新たに加わり、職員数及び収益額が概ね倍増する見込みとなる。そのため、三角町、松橋町、八代市、菊池市と離れた場所の事業所の一元管理のためのシステム構築が必要条件となってきた。このことを踏まえて、つまごめ荘に新たに種々のシステムを導入し、年度内これを全体に拡大して一元管理体制を構築する計画である。基本的には、クラウドサービスを活用して、遠隔地での管理ができるシステムを構築することである。

2 理事会、評議員会開催予定

- ① 令和2年6月 ・ 平成30年度決算(案)承認の件
- ② 令和3年3月 ・ 2019年度補正予算(案)及び令和2年度予算(案)承認の件

3 理事・監事(任期約2年 : 令和元年6月 ~ 令和3年年6月)

NO	氏名	理事	監事	現就任年月日	備考
1	山田純策	○		令和1年6月28日	理事長
2	山田健二	○		令和1年6月28日	
3	東家隆典	○		令和1年6月28日	
4	水野浩章	○		令和1年6月28日	
5	安武和義	○		令和1年6月28日	
6	篠崎尚子	○		令和1年6月28日	
7	岡村光洋		○	令和1年6月28日	
8	吉永賢一郎		○	令和1年6月28日	

4 評議員(任期約4年 : 平成29年4月1日 ~ 令和3年6月)

NO	氏名	現就任年月日	備考
1	立山正道	H29年4月1日	
2	守田憲史	H29年4月1日	
3	溝見友一	H29年4月1日	
4	守田健一	H29年4月1日	
5	萩原直樹	H29年4月1日	
6	稲村昌三	H29年4月1日	
7	橋本隆一	H29年4月1日	
8	邑上春美	H29年4月1日	

5 職員体制・職制・配置体制

全事業所の統括管理及び対象事務業務を統括的に遂行する。

NO	職種(兼務)	氏名	区分	業務内容	法定職員
1	統括施設長	山田健二	常勤役員	全事業所管理他	管理者
2	常務理事	東家隆典	常勤役員	統括施設長補佐	
3	事務長	山崎慎朗	正職員	財務会計・総務・人事他	
3	事務員	豊田勝子	正職員	経理・人事・請求業務	
4	事務員	廣瀬晴美	正職員	経理・請求業務	

以上

令和2年度 事業計画書

1 基本方針

- 1) 「メラミン化粧貼り製品」の納期遵守及び品質向上・安定化並びに生産量アップを図り第一義に生産効率向上を推進し、労働時間の削減が喫緊の課題である
- 2) 「鉄筋加工」の顧客本位の納品体制の充実
- 3) 職員、利用者のレベルアップを促進し、安全に係る認識の向上を図り、利用者においては働くことの意義を再認識させ勤労意欲向上に繋げる。
- 4) 教育訓練等により、新規知識の習得・多能化を図り、効率的な稼働を目指す

2 職員体制・職制・配置体制

管理者 : 山田 健二

サービス管理責任者 : 藤野 尚江

NO	課	職種(兼務)	氏名	区分	業務内容	法定職員	
1	事務課		宮田義也	正職員	受発注・生産管理	生活支援員兼務	
2			後藤知成	正職員	衛生管理者・庶務	生活支援員	
3			神崎麻希子	正職員	給付費請求、利用者対応	生活支援員	
4			内堀亘之	正職員	利用者対応、庶務		
5	製造課	工場長	野口喬史	正職員	工場管理他	職業指導員	
6			松岡 勇	正職員	素材カット他	職業指導員	
7			中路 勝	正職員	NC加工,出荷	生活支援員	
8			森 実男	正職員	ポスト全般	生活支援員	
9			松本理一郎	正職員	縁貼り		
10			中村貴志	正職員	面材カット他		
11			松落継久	正職員	面材厚み規制		
12			山本 託	正職員	梱包・出荷対応他		
13			中嶋修司	正職員	メラミンピックアップ		
14			山内佑介	正職員	ポスト全般		
15			竹谷則義	正職員	検品		
16			尾崎剛史	正職員	面材カット他		
17			住本隼人	正職員	縁貼り		
18			鉄筋加工班長	太田黒勇人	正職員	鉄筋加工	職業指導員
19				前田哲志	正職員	鉄筋加工	生活支援員

3 勤務体制等

原則として1ヶ月単位に作成する職員の勤務割当表による。

4 利用者定員

定員 40名

現員 39名

5 勤務日

- ① 令和2年度の工場稼働時間は、平成30年度稼働時間(2,080時間)と同じとする。
- ② 勤務日は別途定めた年間カレンダー(1ヵ年単位の変形労働時間制)を用いる。
※ 業務の都合により、年間カレンダーで定めた稼働日を変更することがある。

6 給食

給食は利用者の嗜好、必要な栄養等に十分配慮して行い、工場稼働日に提供する。

なお、給食利用者より、経費として1食350円を徴収する。但し食事提供加算対象者については、食材料費として1食300円を徴収する。

給食提供を日清医療食品㈱に全面委託しているが、業者との連携を密にし提供する食事が、より一層満足いただけるよう栄養面及び嗜好面を充実させていく。

7 利用者・職員会議等

【利用者全体会議】

- ① 実施日 原則として、毎月最終金曜日の12時50分から13時10分までとする。
但し、業務の都合により、実施日及び時間を変更することがある。
- ② 対象者 全利用者
- ③ 内容
 - ・ 健康管理について
 - ※ 「ねんりん」利用者の要件として、「一般企業に就労できる程度の作業能力を有しているが、対人関係、健康管理等の事由により、一般企業に就労できない者」とあることから、健康管理については、流感と季節に応じた対策支援を徹底して行なっていく。
 - ・ 生活面における社会人としての規則を遵守できるような指導支援を行う。
 - ・ 翌月の行事及びその他連絡事項について

【職員会議】

- ① 実施日 原則として、毎月第3金曜日の12時50分から13時10分までとする。
但し、業務の都合により、実施日及び時間を変更することがある。
- ② 対象者 全職員
- ③ 内容
 - ・ 事業計画予算・実績
 - ・ 現状と今後の方向性
 - ・ 安全衛生
 - ・ 福祉・その他に関する事項

【安全衛生会議】

- ① 実施日 原則として、職員会議前後の12時40分から13時10分とする。
- ② 対象者 安全衛生委員(総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、委員)
- ③ 内容
 - ・ 事前に安全パトロールを実施し、改善点等の提示
 - ・ 提示された改善点等について原因追究・対策等の打合せ
 - ・ 対策等の実行・検証

8 健康診断、災害訓練等

【健康診断】 ⇒ 年1回実施

実施月 8月 : 健康保健熊本総合病院(利用者、職員)

※ 生活支援員を中心として健康管理に十分配慮するよう 心掛ける。又、その他常に清潔な環境を保ち、衛生管理に留意する。

※ 有機溶剤の検診については、当該者を対象に7月・2月に2回実施する。

※ 健康診断費用については全額工場負担とするが、インフルエンザの予防接種については、実費(一般の約半額程度)にて行なう。

【災害訓練】 ⇒ 年2回実施

- ① 1回目 5月 : 避難訓練
- ② 2回目 11月 : 避難訓練(通報訓練含)

※ 火災・地震が発生した場合、安全かつ迅速に避難することが最も重要である為、日頃からの訓練を重ねることによって、いかなる状況でも指示を守り、素早く対応できるようになることを目的とする。

9 行事等 (ねんりん、グループホームみすみ)

時期	内 部		
	法定・準法定事項等	事業所・学校・保護者・地域等	スポーツ・懇親会等
4月		余暇活動支援	うきうき楽しむ会総会(Gホーム)
5月	ねんりん避難訓練(1回目)	余暇活動支援	熊本県障害者スポーツ大会
6月	消防設備点検(1回目)		すまいるIN宇城・上益城/スポーツイベント
	役員会開催(決算)		利用者宿泊旅行
	財産登記(法務局)		
7月	有機溶剤健康診断(1回目)	余暇活動支援	うきうき楽しむ会旅行(Gホーム)
8月	健康診断(八代総合病院)	全体清掃	
9月	環境測定(1回目)	余暇活動支援	障害者親善スポーツ大会
10月			全国障害者技能競技大会
11月	ねんりん避難訓練(2回目)	セルブ協全国研究会議	
	インフルエンザ予防接種		
12月	消防設備点検(2回目)	余暇活動支援、全体清掃	東康会職員忘年会
1月		余暇活動支援	東康会新年会、うきうき楽しむ会新年会
2月	有機溶剤健康診断(2回目)		
3月	環境測定(2回目)		
	役員会(補正予算・事業計画)	保護者会(バーベキュー)	
	36協定届提出(月末)	雇用契約更新	

※ Gホームはグループホームの略

※ 実習生の受入れは随時行う。

以上

令和2年度 事業計画書

1 基本方針

地域生活や自立へ向けての支援を共同生活援助「グループホームみすみ」として、就労継続支援A型「ねんりん」とともに今後も「就労支援」と「雇用」を長期にわたり、安定的に進めていくために、「こころ休まる生活の場」と「健康管理(栄養バランスのとれた食事)」、「対人関係(時間をかけて納得のいくまで話を聴く)」等のきめ細かな支援を継続し、そこから利用者の働くことへの意欲が生まれてくる環境の提供に努めます。

当年度は、賃貸建物から自社建物へ変更し新しいグループホームでの開始となる。

「でこぼん、らんらん、みちしるべ」を廃止し、新しく「しおさい」、「ゆうなぎ」を開設し、また、一歩自立した生活スタイルとなるサテライト型も新設し、新たな環境での支援となる。

2 支援体制

定員33名のためサービス管理責任者2名を配置し、職員3名にてバックアップ事業所「ねんりん」等との連携も密にしながら利用者へのサービスの質的向上に努める。

- ①管理者 : 山田 健二
- ②サービス管理責任者 : 浅田紳路、宮田義也(兼務)
- ③生活支援員 : 神崎麻希子(兼務)
- ④グループホーム世話人 : 9名

NO	グループホーム名称	定員	現員	世話人	備考
1	グループホーム こちょうえん	14名	13名	木村 さゆり、 代替世話人	
2	グループホーム ばあ〜る	6名	6名	波野 初美	
3	グループホーム しおさい	6名	6名	徳本 るり子	
4	グループホーム ゆうなぎ	6名	6名	有働 由美子	
5	サテライト	1名	1名	新人、兼務	
	グループホームみすみ 定員・現員計	33名	32名	中田道子 西田 愛 宮島照美	代替世話人

3 勤務体制等

原則として1ヶ月単位に作成する世話人の勤務割当表による。

4 必要経費

(単位:円)

NO	グループホーム名	家賃	水光熱費	日用品費	計
1	こちょうえん	24,000	12,000	2,800	38,800
2	ばあ〜る	33,000	5,000	2,800	40,800
3	しおさい	32,000	8,000	2,800	42,800
4	ゆうなぎ	32,000	8,000	2,800	42,800
5	サテライト	30,000	実費	実費	

5 食事の提供

- ① 食事は、利用者の嗜好、必要な栄養等に十分配慮して行い、実費を徴収する。
- ② 食材料費として、朝150円、昼400円、夕450円の食材料費を徴収する。
※ 食材は事前に購入することから、欠食の受付は最低3日前(サービス管理責任者若しくは世話人)までとする。
- ③ 利用者への食事の提供については合理化を図り、コストダウンにつなげることとする。

6 災害訓練等 ⇒ 年2回実施

- ① 1回目 9月：避難訓練
- ② 2回目 2月：避難訓練(通報、夜間想定訓練含)

※ 火災・地震が発生した場合、安全かつ迅速に避難することが最も重要である為、日頃からの訓練を重ねることによって、いかなる状況でも指示を守り、素早く対応できるようになることを目的とする。

7 防災体制

警備会社との契約により昼夜の防災体制を整え、火災時には迅速な対応が可能となっているが、火災を出さない為の指導も充実させていく。

以上

(就労移行支援センターらぽーる宇城)

(就労定着支援らぽーる宇城)

令和2年度 事業計画書(案)

1 はじめに

この3～4年の傾向として、『利用者の確保』という点で難しさを感じています。特に就労移行支援においては顕著で利用者が増えない状況が続いています。その要因として、有効求人倍率が上がっており、訓練でじっくり探すより就職に向かわれる傾向があります。また、福祉サービスについて周知不足という観点からもまだまだ開拓が必要です。

そこで、当初から取り組んでいた普通高校とのつながりをより一層強化していくことに取り組んでみたいと思います。宇城圏域の高校を回る中、担当の先生や校風で障害のある生徒に対しての取り組みにかなりの温度差があり、まずは通級学級ができた近隣の高校とのつながりを強化したいと思っています。また、発達障害の方が増える中、サービスを提供する側としてこれまでのやり方では『魅力を感じていただけない=利用につながらない』ことも要因の一つにあるかもしれません。これまでも少しずつ訓練内容は変えてきていますが、今一度、利用される方が何を求めているのかに注目し、プログラムの変更、環境の整備を行う必要があります。

最後に、世の中のニーズは日々変わっていきます。そのことを職員一人一人が感じ取り、切磋琢磨しより魅力のある事業所作りに取り組めるよう職場環境を整え、そのことが利用して下さる方に「利用して良かった」「らぽーるに任せれば大丈夫」と言っていただけるよう、地道に取り組みその取り組みを発信していきたいと思っています。

2 基本方針

(1) 利用者が安心して利用できる利用者本位のサービスの提供に努めます。

① 利用者の人権尊重の徹底

- ア 利用者の人権尊重を基本とし、利用者等に対する福祉サービスの十分な説明、本人の意向や選択の尊重を徹底します。
- イ 利用者の個人情報については、個人情報の保護に関する基本方針等に基づき、適正な保護に努めます。
- ウ 指示や命令、強制する方式を否定します。

② 利用者本位のサービス提供とサービスの向上

- ア 利用者一人ひとりについて適切なアセスメントを行い、利用者のニーズに基づいた個別支援計画を作成して、エンパワメントの理念を尊重した利用者本位のサービス提供に努めます。

また、サービス実施状況の確認や支援計画の見直しを定期的に行うなど、適切なケアマネジメントを実施して、利用者の支援目標の達成に向けた支援の充実に努めます。

(2) 地域や地域関係者とともに、発展する事業所を目指します。

地域の保健、医療、福祉関係者との連携を大切に、地域福祉の役割を果たすとともに、地域とともに成長できる事業所を目指します。

(3) 多様な人材をひきつけ、活力ある事業所を目指します。

能力と意欲に満ちた支援員にとって、魅力的でやりがいのある事業所づくりを目指すとともに、その能力を思う存分に発揮できる活力のある事業所を目指します。

(4) 利用者の方の「生きる」支援に取り組みます。

支援員とは、利用者の方の人生に携わることができる職業です。「生きる」が「生きる」支援になるよ
チームワークで支援を行い、共通の理解を持った仲間を意識することで支援力の向上につながる
こと、また利用者の方が主体的に取り組めるようにすることを目指します。

(5) 継続的なサービス提供の維持拡大に努めます。

一時的なものではなく、地域に根差して、安定的、継続的な支援の提供を可能とするために、
効率的な事業運営を心掛け、支援提供の基盤を確固たるものにします。

3 営業日及び支援員勤務体制等

別途定めた年間カレンダーに基づき毎月作成しますが、行事等の都合により年間カレンダーで定めた営業日を変更することがあります。

ただし、利用者が利用する日数は、原則当該月の日数から8日を控除した日数となります。

4 支援員体制

就労移行支援センターらぼーる宇城

NO	職 種	氏 名	区分	業務内容
1	管理者	山田健二	正職	支援員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、支援員に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行なう。
	(らぼーる/ぶち・らぼーる /あむーる)			
2	サービス管理責任者	橋本葉子	正職	利用者(就労移行/生活訓練/就労継続B型を利用する者)の受け入れ、支援計画の作成・評価、職場開拓等の業務を行う。職員への支援に対する助言等を行う。
	(らぼーる/ぶち・らぼーる /あむーる)			
3	主任・就労支援員	松浦香緒里	正職	就労移行支援計画に基づき個別支援計画の達成に向けた支援を行うとともに、利用者の実習(就労)先の開拓及び就労後のフォローアップ支援を行う。 必要に応じて支援員への助言等を行う。
	(らぼーる)			

4	生活支援員	齋藤正起	正職	就労移行支援計画に基づき個別支援計画の達成に向けた支援を行うとともに、利用者に対する事業所内訓練を行う。
	(らぼーる)			
5	生活支援員	宮崎美侑	正職	就労移行支援計画に基づき個別支援計画の達成に向けた支援を行うとともに、利用者に対する事業所外実習支援を行う。
	(ぶちらぼーる)			
6	生活支援員	山口佳奈	正職	生活訓練支援計画に基づき個別支援計画の達成に向けた支援を行うとともに、生活能力の維持・向上のための支援を行う。
	(あむーる)			
7	職業指導員	村上恵郁	正職	就労継続支援計画に基づき個別支援計画の達成に向けた支援を行うとともに、生活能力の維持・向上のための支援を行う。
	(あむーる)			
8	職業指導員	豊嶋麻紀	正職	就労継続支援計画に基づき個別支援計画の達成に向けた支援を行うとともに、生産活動における技術指導を行う。
	(あむーる)			
9	目標工賃達成指導員	三浦政次郎	正職	当事業所が目標として定めた工賃を達成できるよう、また工賃向上に役立つことが出来るよう、利用者の意識向上及び具体的実践で適切な支援を行う。
	(あむーる)			

就労定着支援らぼーる宇城

1	サービス管理責任者	橋本葉子	正職	利用者の受け入れ、支援計画の作成・評価、職場定着等の支援を行う。職員への支援に対する助言等を行う。
	(就労定着)			
2	就労定着支援員	前田崇史	正職	就労定着個別支援計画に基づき、就労定着支援を行う。また、事業所訪問等で連携を図る。
	(就労定着)			

5 給食

給食は、原則外注委託とします。その際、利用者の嗜好、必要な栄養等に十分配慮したものを全営業日に提供します。

6 支援会議及び利用者ケース会議

利用者の心身の状況の変化や利用者・家族の希望について共通認識を持ち、複数の支援員が意見交換することによりサービスの質の向上を図るとともに、そこで作成された支援計画等に基づく支援を行うことに対して複数の支援員が係ることで格差をできるだけなくし標準化、共通化に努めます。

(1) 職員会議

- ① 実施日 原則として、毎月10日の17時半から19時半までとします。
但し、業務の都合により、実施日及び時間を変更することがあります。
- ② 対象者 全支援員
- ③ 内容 ア 支援員社外研修等の報告
イ 月間行事等内容確認及び前月の反省
ウ 個別支援計画に基づく評価
エ その他の事項

(2) 利用者ケース会議

- ① 実施日 原則として、毎月25日前後17時半から19時半までとします。
但し、業務の都合により、実施日及び時間を変更することがあります。
- ② 対象者 全支援員
- ③ 内容 ア 利用者支援に係る支援内容の統一
イ 個別支援計画に基づく評価
ウ その他の事項

7 健康管理、災害訓練等

【健康管理】 別紙(令和2年度年間行事)ご参照のこと。

※ 生活支援員を中心として、利用者の健康管理に十分配慮するよう心掛けます。また、その他環境を常に清潔に保ち、衛生管理に留意します。

※ 利用者の健康診断は実施しません。但し、健康診断を希望する者(健康診断に係る経費を、本人が全額負担する場合)については、その限りではない。

またインフルエンザの予防接種についても、希望者のみ(通常半額程度の負担)にて行います。

【避難訓練】 別紙(令和2年度年間行事)ご参照のこと。

※ 火災・地震が発生した場合、安全かつ迅速に避難することが必要であり、また日頃からの訓練を重ねることも必要であり、いかなる状況でも指示を守り、素早く対応できるようになることを目的とします。

8 運営・支援体制 別紙(令和2年度組織図)ご参照のこと。

9 年間行事等 別紙(令和2年度年間行事)ご参照のこと。

10 生活訓練(自立訓練)事業

(1) 名称 : 生活訓練支援センターぶちらぼーる宇城 (第2種社会福祉事業)

(2) 事業所番号 : 生活訓練支援センターぶちらぼーる宇城 4312700208

(3) 事業内容 :

利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、知的障がい又は精神障がいを有する利用者に対して、日中活動の機会の提供や生活能力の維持・向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うことを目的とします。

また、利用者のニーズに柔軟に応じ、地域で生活をするために必要な支援を行います。

(4) 所在地 : 〒869-0552 宇城市松橋町松橋824-1

(5) 利用定員 : 6名

(6) 事業開始 : 平成20年4月

(7) 具体的支援内容 :

- ① 事業所の責務を理解し、利用者一人ひとりの将来像を描き、個別支援計画を作成・実施し、適切な福祉サービスの提供を行います。
- ② 地域の中での生活スキルを身に付けるよう支援します。
- ③ 地域生活のアセスメントは、その人の生活の場で行います。
- ④ 日中活動及び、創作活動への支援を行います。
- ⑤ 社会参加の支援を行います。
- ⑥ 余暇の過ごし方、利用者による自己決定の支援を行います。
- ⑦ ①から⑥までの支援を通して生活のリズムを整え、将来「働きたい」という気持ちを見出すための支援を行います。

(8) 余暇活動支援

利用者が余暇活動を充実して過ごすことができるように、毎月1回以上土曜日等を開所して、余暇の時間として外出・カラオケ・料理実習・映画鑑賞などを行います。

11 就労移行支援事業

(1) 名称 : 就労移行支援センターらぼーる宇城 (第2種社会福祉事業)

(2) 事業所番号 : 就労移行支援センターらぼーる宇城 4312700208

(3) 事業内容 :

就労を希望する65歳未満の障がい者で、一般企業等への就労が可能と見込まれる方につき、職場体験その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適正に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着に必要な相談等の支援を行うことを目的とします。

(4) 所在地 : 〒869-0552 宇城市松橋町松橋824-1

(5) 利用定員 : 8名

(6) 事業開始 : 平成18年10月

(7) 具体的支援内容 :

- ① 事業所の責務を理解し、利用者一人ひとりの将来像を描き、個別支援計画を作成・実施し、適切な福祉サービスの提供を行います。
- ② 一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ③ 社会参加の支援を行います。
- ④ 余暇の過ごし方、利用者による自己決定の支援を行います。
- ⑤ 地域福祉の総合的な相談と公的サービスをつなぐ役割を果たし、地域福祉のネットワークの中心となって様々な福祉資源、団体と連携していきます。

(9) 余暇活動支援

利用者が余暇活動を充実して過ごすことができるように、毎月1回以上土曜日等を開所して、余暇の時間として外出・カラオケ・料理実習・映画鑑賞などを行います。

12 就労継続支援(B型)事業

(1) 名称 : 就労支援センターあむーる (第2種社会福祉事業)

(2) 事業所番号 : 4312700208

(3) 事業内容 :

就労を希望する障がい者で、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うことを目的とします。

(4) 所在地 : 〒869-0552 宇城市松橋町松橋824-1

(5) 利用定員 : 20名

(6) 事業開始 : 平成22年4月

(7) 具体的支援内容 :

- ① 事業所の責務を理解し、利用者一人ひとりの将来像を描き、個別支援計画を作成・実施し、適切な福祉サービスの提供を行います。
- ② 一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
- ③ 生活する力を身に付けるよう支援します。
- ④ 日中活動及び、作業・創作活動への支援を行います。
- ⑤ 社会参加の支援を行います。
- ⑥ 余暇の過ごし方、利用者による自己決定の支援を行います。

(8) 余暇活動支援

利用者が余暇活動を充実して過ごすことができるように、毎月1回程度土曜日等を開所して、余暇の時間として外出・カラオケ・料理実習・映画鑑賞などを行います。

13 支援員の育成と専門性の確保

下記の研修への参加(実施)を予定しています。

(1) サービス管理責任者研修(参加予定者:山口佳奈)

本研修をとおして、個々の利用者についての初期状態の把握(アセスメント)や個別支援計画の作成、定期的な評価(モニタリング)などの一連サービス提供プロセス全般に関する責任を担うことにより、サービスの質の向上を図ることのできる人材、すなわち「サービス管理責任者」を要請することを目的とします。

(2) 県内の事業所見学について(参加予定者:全員)

今年度は訓練内容を大きく変更しますが、らぽーる宇城は新人職員が増えたため、他の事業所を知ることで新たな発見をしてほしい。また、職員自身が調べ、計画し、全体に報告する、という一連の動きを体験することで能動的に仕事に向かうことを目的とします。

(3) 障害者職業センターよりアセスメントの取り方について(八代と合同研修年1回)

アセスメントの取り方について基礎的なところを全職員が学ぶ機会を目的とする。

(4) 基幹相談支援センターきょうせいより障害者虐待防止法につて(八代と合同研修年1回)

障害者虐待防止法について専門的な立場から学ぶ機会を目的とする。

(5) 邑上晴美氏(八代病院)をスーパーバイザーとして支援について(八代と合同研修年2回)

障がいのある方に関する支援技術の向上、特性を考慮した支援のあり方を学ぶ。

(6) 運転適性検査の受講について(参加予定者:三浦政次郎、宮崎美侑)

送迎時の事故防止、職員の運転に対する安全意識等を保つため、年に2名程度、運転適性の検査を実施する。

(グループホームとともに)

令和2年度 事業計画書

1 はじめに

平成21年4月から松橋・不知火地域でのグループホームをスタートして、10年が経ちました。開設当初は6人定員一カ所のホームでしたが、地域移行の促進や、ご家族やご本人の将来を見据えて自立した生活を送りたいといったニーズも増え、現在は本体住居6カ所、サテライト型グループホーム4カ所で定員40名になっています。

ご本人やご家族の意向も10年前と徐々に変化しており、「親亡き後を見据え」というよりは「地域で自分らしく生き生きと楽しみを持ちながら生活したい」や「一人暮らしをしたい」、また「親と距離を置いて自立した生活をやりたい(やらせたい)」といった前向きなものになってきています。

ただ一方で、介護施設やより支援度の高い環境が必要になってきている方も少しずつですがいらっしゃる、障害の多様化と併せて支援の度合いの幅による工夫も念頭に置きながら、次のステップに向けて本人を中心に他機関と連携し生活の質の向上に向けた支援を行っています。

ご本人およびご家族がこのグループホームを選んでよかったと思える「暖かい生活の場」を目指して、今年度もスタッフ一同、自己研鑽しながら日々寄り添った支援を行って参ります。

2 基本方針

(1) 利用者が安心して利用できる利用者本位のサービスの提供に努めます。

① 利用者の人権尊重の徹底

ア 利用者の人権尊重を基本とし、利用者等に対する福祉サービスの十分な説明、本人の意向や選択の尊重を徹底します。

イ 利用者の個人情報については、個人情報の保護に関する基本方針等に基づき、適正な保護に努めます。

ウ 指示や命令、強制する方式を否定します。

② 利用者本位のサービス提供とサービスの向上

ア 利用者一人ひとりについて適切なアセスメントを行い、利用者のニーズに基づいた個別支援計画を作成して、エンパワメントの理念を尊重した利用者本位のサービス提供に努めます。

また、サービス実施状況の確認や支援計画の見直しを定期的に行うなど、適切なケアマネジメントを実施して、利用者の支援目標の達成に向けた支援の充実に努めます。

(2) 地域や地域関係者ととともに、発展する事業所を目指します。

地域の保健、医療、福祉関係者との連携を大切にし、地域福祉の役割を果たすとともに、地域とともに成長できる事業所を目指します。

(3) 多様な人材をひきつけ、活力ある事業所を目指します。

能力と意欲に満ちた支援者にとって、魅力的でやりがいのある事業所づくりを目指すとともに、その能力を思う存分に発揮できる活力のある事業所を目指します。

(4) 利用者、支援者も「良かった」と思える事業所を目指します。

「事業は人なり」といいます。人が優れた支援を提供し、その支援が利用者に支持されることで事業も発展します。そうすればそこで働く支援者の待遇も良くなります。こうしたプラスの環境を作りあげていきます。

(5) 継続的なサービス提供の維持拡大に努めます。

一時的なものではなく、地域に根差して、安定的、継続的な支援の提供を可能とするために、効率的な事業運営を心掛け、支援提供の基盤を確固たるものにします。

3 支援員体制

NO	職 種	氏 名	区分	業務内容
1	管理者	山田健二	正職	支援員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、支援員に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行なう。
	(GHともに)			
2	サービス管理責任者	篠崎尚子	正職	グループホーム利用者の受入れ、支援計画作成・評価等を行う。また、GH世話人からの相談支援を行う。
	(GHともに)			
3	サービス管理責任者	前田崇史	正職	生活訓練支援計画に基づき支援計画の達成に向けた支援を行うとともに、地域生活能力の維持・向上のための支援を行う。
	(GHともに)			

4 世話人会議

利用者の心身の状況の変化や利用者・家族の希望について共通認識を持ち、複数の支援者が意見交換することによりサービスの質の向上を図るとともに、そこで作成された支援計画等に基づく支援を行うことに対して複数の支援者が係ることで格差をできるだけなくし標準化、共通化に努めます。

① 実施日 原則として、各グループホーム毎で月1回行います。

前月に次月の会議の実施日を決定します。

② 対象者 全世話人

③ 内 容 ア 委託割当日の実施日確認

イ 次月の委託割当日確認

ウ 個別支援計画に基づく評価

エ その他の事項

5 健康管理、災害訓練等

【健康管理】

※ 利用者の健康管理に十分配慮するよう心掛けます。また、その他環境を常に清潔に保ち、衛生管理に留意します。

※ 利用者の健康診断は市町村で行われる健診を促します。但し、日中活動や就労先で行われる健診がある場合は対象利用者は健診結果票をグループホームに提出します。
インフルエンザの予防接種については、原則としてかかりつけの病院か、バックアップ事業所（らぽーる宇城）で行われる予防接種（通常の半額程度の負担）にて行います。

【避難訓練】 年1回実施予定（日程未定）

※ 火災・地震が発生した場合、安全かつ迅速に避難することが必要であり、また日頃からの訓練を重ねることも必要であり、いかなる状況でも指示を守り、素早く対応できるようになることを目的とします。

6 運営・支援体制 別紙（組織図）ご参照のこと。

7 共同生活援助事業

(1) 名称： グループホームともに （第2種社会福祉事業）

(2) 事業所番号： 4322700263

(3) 事業内容：

利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うことを目的とします。

(4) 所在地： 〒869-0502 宇城市松橋町松橋824番地1

(5) 利用定員： 40名

(6) 事業開始： ① 平成21年4月（グループホームまいふれんど） （定員：6名）

〒869-0533 宇城市松橋町両仲間764番地4

② 平成22年7月（グループホームまいどり〜む） （定員：6名）

〒869-0533 宇城市松橋町両仲間316番地1

③ 平成22年8月（グループホームまいはあ〜と） （定員：6名）

〒869-0551 宇城市不知火町御領234番地

④ 平成23年8月（はっぴい〜はうす） （定員：6名）

〒869-0502 宇城市松橋町松橋1019番地

⑤ 平成25年4月（ぴ〜ちはうす） （定員：6名）

〒869-0502 宇城市松橋町松橋1314番地3

⑥ 平成27年4月（野の花はうす） （定員：6名）

〒869-0524 宇城市松橋町豊福531番地

⑦ 平成30年2月（KRHフレンド） （定員：1名）

〒869-0502 宇城市松橋町松橋72番地3レオネクストKRHフレンド108

⑧ 平成30年4月（レオパレス松橋） （定員：1名）

〒869-0532 宇城市松橋町久具627番地レオパレス松橋202

⑨ 平成31年4月(KRHフレンド2) (定員：1名)

〒869-0502 宇城市松橋町松橋72番地3レオネクストKRHフレンド104

⑩ 令和元年8月(レオパレス松橋2) (定員：1名)

〒869-0532 宇城市松橋町久具627番地レオパレス松橋104

(7) 具体的支援内容：

- ① 事業所の責務を理解し、利用者一人ひとりの将来像を描き、個別支援計画を作成・実施し、適切な福祉サービスの提供を行います。
- ② 地域での生活の場を提供し、地域に根ざした、あたりまえの生活ができるように支援を行います。
- ③ 生活する力を身に付けるよう支援します。
- ④ 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

8 支援者の育成ほか

(1) 世話人研修

年間3回の研修を予定(5月、10月、2月(保護者会))

福祉サービスを提供する支援者として、対人援助技術の基礎的な研修を行います。

また、他法人での福祉サービスを見学し、さまざまな取り組みについて学ぶ機会を提供します。

(2) 世話人会議

毎月1回実施

個別支援計画に基づく支援の確認や見直しを図る際、サービス管理責任者や他世話人の意見を聞き、対象利用者の想いや支援の方法を学びます。

(3) 世話人懇親会

年間2回の懇親会を予定(世話人研修時)

世話人同士の親睦を深め、日々の業務の意見交換を行います。

9 行事等

時期	内容	
	利用者	世話人・支援員
4月	うきうき楽しむ会総会	うきうき楽しむ会総会
5月		世話人研修①(事業所内研修、事例検討会)
6月		
7月	うきうき楽しむ会2泊旅行(7/31～)	うきうき楽しむ会2泊旅行引率(7/31～)
8月	GH懇親会、利用者セミナー	GH懇親会
9月	うきうき楽しむ会日帰り旅行(日程未定)	うきうき楽しむ会日帰り旅行引率(日程未定)
10月		世話人研修②(施設外見学)
11月	避難訓練(豊福・両仲間)	避難訓練(豊福・両仲間)
12月	うきうき楽しむ会1泊旅行(日程未定)	うきうき楽しむ会1泊旅行引率(日程未定)
1月	避難訓練(御領)	避難訓練(御領)
2月	うきうき楽しむ会新年会、ポーリング	保護者会、うきうき楽しむ会新年会引率
3月	避難訓練(松橋)	避難訓練(松橋)

令和2年度 事業計画書(案)

1 はじめに

近年、働き方改革や外国人材の受け入れの推進、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会を目指す取り組みが進められています。

国は、団塊ジュニア世代が高齢者となり、現役世代の減少が進む2040年頃を見据え、誰もがより長く元気に活躍でき安心して暮らすことができるよう、人生100年時代に対応した全世帯型社会保障の構築に取り組もうとしています。

2019年度は、熊本県障がい者福祉施設整備費補助金を活用して建物の改修工事が行われました。2018年度にスタートした就労継続支援B型事業所ですが、構造上の問題からやむを得ず、就労移行や生活訓練事業所とは別の場所での事業スタートでした。今回、3つの事業所が一つに集まり、新しく整備された環境のもとで訓練できるようになったことは、利用者だけではなくスタッフともに、新たなモチベーションの芽生えが生じたように感じるところです。

ところで、2019年度は、3事業（就労移行支援事業、自立訓練（生活訓練）事業、就労継続支援B型事業）すべてにおいて、定員を充足するところからのスタートでした。2020年度においても生活訓練事業や就労継続支援B型事業については、定員を上回る利用者確保が期待できる、と考えています。しかし、就労移行支援事業においては、自己覚知ができていない人や人手不足の影響もあり、トレーニング（訓練）のニーズが少なく、結果、年度内に定員を下回らないか不安視しているところです。

これまでは、支援学校からの利用者に焦点を当てていましたが、（今後は）支援学校からの利用者が見込めないことが予想されます。よって今後は、普通高校（通級に通う生徒）との連携に注力して行きたい、と考えています。具体的には、高校1年生のときから信頼関係の構築に努め、2年生、3年生でアセスメントや企業体験の機会を提供していきます。この場合、卒業直後の利用につながらないことも考えられますが、（高卒の3年以内の定着率が50%であることを踏まえると）数年後の利用につながることを期待されます。

今年度もスタッフ一丸となり、地域にある様々な生活課題に視野を広げ、利用者や地域の方々から信頼される事業所であるように邁進していく所存です。

2 理 念

合理主義と博愛主義に基づき、既成概念にとらわれず、創造的な進歩を図り、法人の発展を通して社会の幸福を追求する。

3 基本方針

(1) 障がいのある方が安心して利用できる利用者本位のサービス提供に努めます。

① 利用者の人権尊重の徹底

ア 利用者の人権尊重を基本とし、利用者等に対する福祉サービスの十分な説明、利用者本人の意思決定の尊重を徹底します。

イ 利用者やその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する基本方針等に基づき、適正な保護に努めます。

ウ 指示や命令、強制する方式を否定します。

② 利用者本位のサービス提供とサービスの向上

利用者一人ひとりについて適切なアセスメントを行い、利用者のニーズに基づいた個別支援計画を作成して、エンパワメントの理念を尊重した利用者本位のサービス提供に努めるとともに、サービス実施状況の確認や個別支援計画の見直しを定期的に行うなど、支援の充実に努めます。

(2) 地域や地域関係者とともに、発展する事業所を目指します。

地域住民、企業、医療、福祉関係者等との連携を大切に、地域福祉の役割を果たすとともに、地域と一緒に成長できる事業所を目指します。

(3) 多様な人材をひきつけ、活力ある事業所を目指します。

スタッフ（支援員）にとって、魅力的でやりがいのある事業所づくりを目指すとともに、その能力を思う存分に発揮できる活力のある事業所を目指します。

(4) 利用者、スタッフも「良かった」と思える事業所を目指します。

「事業は人なり」といいます。スタッフが優れた支援を提供し、その支援が利用者に支持されることで事業も発展します。そうすればそこで働くスタッフの待遇も良くなります。こうしたプラスの環境を作りあげていきます。

(5) 継続的なサービス提供の維持拡大に努めます。

一時的なものではなく、地域に根差して、安定的、継続的な支援の提供を可能とするために、効率的な事業運営を心掛け、支援提供の基盤を確固たるものにします。

4 営業日及び利用者利用日数等

別途定めた年間カレンダーに基づき毎月作成しますが、行事等の都合により年間カレンダーで定めた営業日を変更することがあります。

ただし、利用者へのサービス提供日数は、原則当該月の日数から8日を控除した日数となります。

4 スタッフ体制

NO	職種（事業）	氏名	区分	業務内容
1	管理者	山田 健二	正職	スタッフの管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、スタッフに法令を遵守させるために必要な指揮命令を行なう。
	(就労移行／生活訓練／就労継続支援B型)			
2	サービス管理責任者	高山美由紀	正職	利用者（就労移行支援事業／自立訓練（生活訓練）事業／就労継続支援B型を利用する者）の受け入れ、個別支援計画の作成・評価等の業務を行う。 スタッフへの支援に対する助言等を行う。
	(就労移行／生活訓練／就労継続支援B型)			

(1) 自立訓練（生活訓練）

NO	職種	氏名	区分	業務内容
1	訪問支援員	田中 智也	正職	生活訓練支援計画に基づき支援計画の達成に向けた支援を行うとともに、訪問による居宅内での地域生活能力維持・向上のための支援を行う。（職場定着支援含む）
2	生活支援員	島田千佳子	パート	生活訓練支援計画に基づき支援計画の達成に向けた支援を行うとともに、施設内外での地域生活能力の維持・向上のための支援を行う。

(2) 就労移行支援

1	生活支援員	邑上 由衣	正職	就労移行支援計画に基づき個別支援計画の達成に向けた支援を行うとともに、利用者に対する事業所内訓練を行う。
2	職業指導員	齋藤 泰士	正職	就労移行支援計画に基づき個別支援計画の達成に向けた支援を行うとともに、利用者に対する事業所外実習支援を行う。
3	就労支援員	吉田佳奈子	正職	就労移行支援計画に基づき個別支援計画の達成に向けた支援を行うとともに、利用者の実習（就労）先の開拓及び就労後のフォローアップ支援を行う。

(3) 就労継続支援B型

1	生活支援員	作本 拓紀	正職	就労継続支援B型計画に基づき個別支援計画の達成に向けた支援を行うとともに、利用者がその適性にに応じて能力を十分に発揮し、地域で自立した生活が実現できるための支援を行う。
2	職業指導員	山口 邦夫	パート	就労継続支援B型計画に基づき個別支援計画の達成に向けた支援を行うとともに、利用者の工賃向上管理や請求業務を行う。
3	職業指導員	辻 真美子	正職	就労継続支援B型計画に基づき個別支援計画の達成に向けた支援を行うとともに、利用者の工賃向上管理や請求業務を行う。
4	目標工賃達成指導員	宮川 俊明	正職	当事業所が目標として定めた工賃を達成できるよう、またより工賃向上に役立つことができるよう、利用者の意識向上および具体的実践を行う中心的な役割を担いつつ、適切な支援を行う。

5 昼 食

4月より日清医療食品を委託業者として、1食300円で給食を提供します。（希望制）
但し、毎月第2木曜日は調理訓練、第4木曜日は買い物訓練を実施します。

6 スタッフ会議及び利用者ケース会議

利用者の心身の状況の変化や利用者・家族の希望について共通認識を持ち、スタッフそれぞれの視点から意見交換する機会とします。また、全スタッフが関わることで支援技術の格差をできるだけなくし、標準化、共通化に努めます。

(1) スタッフ会議

- ① 実施日 原則として、毎月10日の14時30分から16時00分までとします。
但し、業務の都合により、実施日及び時間を変更することがあります。
- ② 参加者 全スタッフ
- ③ 内 容
 - ア スタッフ社外研修等の報告
 - イ 月間行事等内容確認及び前月の反省
 - ウ その他の事項

(2) 利用者ケース会議

- ① 実施日 原則として、毎月10日の16時00分から17時30分、30日の17時00分から19時00分

までとします。

但し、業務の都合により、実施日及び時間を変更することがあります。

- ② 参加者 全スタッフ
- ③ 内 容 ア 利用者支援に係る支援内容の統一
 イ 個別支援計画に基づく評価
 ウ その他の事項

7 健康管理、災害訓練等

【健康管理】別紙（2020年度年間行事）ご参照のこと。

※ 生活支援員を中心として、利用者の健康管理に十分配慮するよう心掛けます。また、その他環境を常に清潔に保ち、衛生管理に留意します。

※ 利用者の健康診断は実施しません。但し、健康診断を希望する者（健康診断に係る経費を、本人が全額負担する場合）については、その限りではありません。

またインフルエンザの予防接種についても、希望者のみ（通常の半額程度の負担）実施できる機会を提供します。

【避難訓練】別紙（2020年度年間行事）ご参照のこと。

※ 火災・地震が発生した場合、安全かつ迅速に避難することが必要であり、また日頃からの訓練を重ねることが必要であり、いかなる状況でも指示を守り、素早く対応できるようになることを目的とします。

8 運営・支援体制 別紙（2020年度組織図）ご参照のこと。

9 年間行事等 別紙（2020年度年間行事）ご参照のこと。

10 事業概要

(1) 名称 就労・生活支援センターらぼーる八代（第2種社会福祉事業）

(2) 事業所番号 4310200565

(3) 所在地 ① 自立訓練（生活訓練）事業

 ② 就労移行支援事業

 ③ 就労継続支援B型事業

〒866-0831 八代市萩原町2丁目7-2

(4) 事業開始 平成25年4月1日

- (5) 定員 : ① 自立訓練（生活訓練）事業 6 名
 ② 就労移行支援事業 12 名
 ③ 就労継続支援 B 型事業 20 名（利用定員が21人以上40人以下）

(6) 事業目的

① 自立訓練（生活訓練）事業

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な障がいがある方（特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等）に対し、地域の中にある社会資源を活用できるようになるために、まず身につけなくてはならない基本的なことを中心に訓練を行い、障がいのある方の地域生活への移行を支援します。また、訪問型（通所による訓練が困難な方）による支援も行います。

② 就労移行支援事業

一般企業に就職を目指す障がいがある方（単独で就職する事が困難である為、就職に必要な知識及び技術の習得もしくは就職先の紹介、その他の支援が必要な65歳未満の方(利用開始時)）に対し、就労に必要な知識・能力の向上を目的とした訓練や準備、就職活動支援および就職後の職場定着支援を行います。

③ 就労継続支援 B 型事業

現地点で一般企業への就職が困難な障がいがある方（就労移行支援事業所等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者）に、就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練などの障がい福祉サービスを供与します。

B型は雇用契約を結ばず、利用者が作業分のお金を工賃としてもらい、比較的自由に働ける"非雇用型"です。

(7) 具体的支援内容 :

(共通)

ア 事業所の責務を理解し、利用者一人ひとりの将来像を描き、個別支援計画を作成・実施し、適切な福祉サービスの提供を行います。

イ 利用者による意志決定に基づいた支援を行います。

ウ 就労後、6月以上就労継続できるように支援を行います。

① 自立訓練（生活訓練）事業

エ 地域の中での生活スキルを身に付けるよう支援します。

オ 地域生活のアセスメントは、その人の生活の場で行います。

カ 職業生活維持のためのスキルを向上させるとともに、職業生活に必要な生活能力の向

上のための支援を行います。

キ "ア"から"カ"までの支援を通して、「5年後の夢の実現」に向けた支援を行います。

② 就労移行支援事業

エ 一般企業で働くスキルを身に付けるよう支援します。

オ 一般企業で働くために必要な技術に関するアセスメントは、その人が働きたい職種の間で行います。

カ 利用者の「就労」に焦点をおくのではなく、利用者の「生活の質の向上」につながるための支援を行います。

キ "ア"から"カ"までの支援を通して、「5年後の夢の実現」に向けた支援を行います。

③ 就労継続支援B型事業

エ 一般企業若しくは就労継続支援A型事業所で働くスキルを身に付けるよう支援します。

オ 一般企業若しくは就労継続支援A型事業所で働くために必要な技術に関するアセスメントは、その人が働きたい事業所で行います。

カ 利用者が地域で自立した生活を送ることができるように、利用者に支払う工賃の水準が向上するために必要な支援を行います。

キ "ア"から"カ"までの支援を通して、「5年後の夢の実現」に向けた支援を行います。

(8) 余暇活動支援 :

利用者が余暇活動を充実して過ごすことができるように、原則毎月1~2回程度、土曜日に余暇活動の時間として、地域の社会資源（テーブルマナー・カラオケ・料理・映画鑑賞など）を活用する機会を提供します。

以 上

(熊本県南部障害者就業・生活支援センター結)

令和2年度 事業計画書(案)

1 はじめに

熊本県南部障害者就業・生活支援センター結は、平成17年より運営されて来た社会福祉法人慶信会の後を受け、平成31年4月1日より当法人で運営しています。

本事業は障がいのある方が地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を行うことを目的とし、障がいのある方の自立と安定した職業生活の実現を目指す支援機関であり、障がいがある方にとっては就労・定着するうえで、必要不可欠な事業、と考えています。

熊本県南部障害者就業・生活支援センター結は、3市2町(八代市、宇城市、宇土市、氷川町、美里町)にお住まいの障がいのある方が対象になります。しかし、地域には、障がいのある方だけが生活・就労しているわけではありません。障がいのある方もそうでない方も生活・就労しておられ、誰もが安心して働き暮らせる地域づくりが求められています。熊本県南部障害者就業・生活支援センター結では支援を求める障がいのある方、一人ひとりのスピード感に合わせ、ともに目標へと向かっていく伴走者としての関わりを大事にしたい、と考えています。

ところで、平成31年4月のスタート時には、約800名の登録者が約半数に激減しました。しかし、その後は毎月10数名の新規(旧登録者を含む)の方々に登録いただき、(2月末日現在で)551名に達しました。また、3月においては新卒者の登録希望もあり、570名程度に達する、と予想しているところです。

日本国内では、新型コロナウイルスの感染拡大で国内では消費の落ち込みなど、経済に深刻な影響が出始めています。また、イベントの中止や外出の自粛が続いていることから、今後も消費が大きく落ち込むことが予想されます。さらに、リーマンショックや東日本大震災の時と異なり、先が見えない不安が大きく、過去に経験したことのない大変な影響を及ぼす可能性もあります。

令和2年度は、このような不安ばかりが募る時期からのスタートとなりますが、これまで培ったノウハウを精いっぱい生かし、障がいのある方のニーズに応えていきたい、と考えています。

2 理 念

合理主義と博愛主義に基づき、既成概念にとらわれず、創造的な進歩を図り、法人の発展を通して社会の幸福を追求する。

3 基本方針

就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、当該センター窓口での相談や職場・家庭訪問等を行います。

(就業面での支援)

- 就業に関する相談支援・就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん)・就職活動の支援・職場定着に向けた支援を行います。
- 障がいのある方それぞれの障がい特性を踏まえた雇用管理についての事業所に対する助言を行います。

(生活面での支援)

- 日常生活・地域生活に関する助言・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に関する助言・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言を行います。
- 上記の業務の円滑有効な実施に資するため、公共職業安定所、障害者職業センター、社会福祉施設、医療機関、特別支援学校、当事者団体等の関係機関との連絡会議等を開催し、これら機関との連携を図っていきます。

4 営業日

原則、熊本県南部障害者就業・生活支援センター結作成する年間カレンダーに基づき活動しますが、行事等の都合により年間カレンダーを変更することがあります。

5 スタッフ体制

NO	職種(事業)	氏名	区分	業務内容
1	センター長	山田 健二	正職	スタッフの管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、スタッフに法令を遵守させるために必要な指揮命令を行なう。
2	主任就業支援ワーカー	水野 浩章	正職	職業支援ワーカー、生活支援ワーカーの業務を行うとともに、関係機関との連絡調整、職業準備訓練のあっせん(就労移行支援事業所等へ)を行う。 スタッフへの支援に対する助言等を行う。
3	就業支援ワーカー	古山三紀子	正職	就職するため、また継続的に雇用されるため、就業に係る支援と同時に、日常生活における支援を行う。
4	就業支援ワーカー	榮田 睦子	正職	就職するため、また継続的に雇用されるため、就業に係る支援と同時に、日常生活における支援を行う。
5	生活支援ワーカー	村上 真理	正職	支援対象障がい者の家庭等や職場を訪問すること等により、支援対象障がい者の生活上の相談等に応ずるなど就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を行う。
6	生活支援ワーカー	川上 尚美	正職	支援対象障がい者の家庭等や職場を訪問すること等により、支援対象障がい者の生活上の相談等に応ずるなど就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活に必要な支援を行う。

6 スタッフ会議

利用者の心身の状況の変化や利用者・家族の希望について共通認識を持ち、スタッフそれぞれの視点から意見交換する機会とします。また、全スタッフが関わることで支援技術の格差をできるだけなくし、標準化、共通化に努めます。

【ケース会議】

- ① 実施日 原則として、第2水曜日(稼働日)の10時00分から12時00分までとします。
但し、業務の都合により、実施日及び時間を変更することがあります。
- ② 参加者 全スタッフ
- ③ 内 容
 - ア スタッフ社外研修等の報告
 - イ 月間行事等内容確認及び前月の反省
 - ウ 利用者支援に係る共通理解
 - エ その他の事項

以 上

事業計画表(案)

令和2年度

特別養護老人ホーム不二の里

月	日	行事
4月	第1金曜日	全体会議・施設内研修
		入居検討委員会
		事故防止検討委員会
		リーダー会議
		褥瘡対策委員会
		身体拘束廃止委員会
		感染対策委員会
		環境美化委員会
		災害対策委員会
		業務安全委員会
	適宜	ユニット会議
	第2、4火曜日	往診
	(さくら)	おやつバイキング
	(ひまわり)	おやつバイキング
(こすもす)	茶話会	
	祭り実行委員会	
5月	第1金曜日	全体会議・施設内研修
		入居検討委員会
		事故防止検討委員会
		リーダー会議
	適宜	ユニット会議
	第2、4火曜日	往診
		家族会
	(さくら)	しょうぶ湯
	(ひまわり)	しょうぶ湯、買い物
	(こすもす)	しょうぶ湯
	第2木曜日	運営推進会議
	第1金曜日	給食会議
		祭り実行委員会
6月	第1金曜日	全体会議・施設内研修
		入居検討委員会
		事故防止検討委員会
		リーダー会議
		褥瘡対策委員会
		感染対策委員会
		スキルアップ委員会
	適宜	ユニット会議
	第2、4火曜日	往診
	(さくら)	七夕飾り作成
	(ひまわり)	七夕飾り作成
	(こすもす)	七夕飾り作成
		祭り実行委員会
		家族会

月	日	行事
7月	第1金曜日	全体会議・施設内研修
		入居検討委員会
		事故防止検討委員会
		リーダー会議
		身体拘束廃止委員会
		環境美化委員会
		災害対策委員会
		業務安全委員会
	適宜	ユニット会議
	第2、4火曜日	往診
	(さくら)	七夕会、おやつレク
	(ひまわり)	七夕会、おやつレク
	(こすもす)	七夕会
	第2木曜日	運営推進会議
第1金曜日	給食会議	
	祭り実行委員会	
8月	第1金曜日	全体会議・施設内研修
		入居検討委員会
		事故防止検討委員会
		リーダー会議
		褥瘡対策委員会
		感染対策委員会
	適宜	ユニット会議
	第2、4火曜日	往診
	(さくら)	茶話会、
	(ひまわり)	おやつバイキング
	(こすもす)	茶話会
		祭り実行委員会
9月	第1金曜日	全体会議・施設内研修
		入居検討委員会
		事故防止検討委員会
		リーダー会議
		災害対策委員会
		スキルアップ委員会
	適宜	ユニット会議
	第2、4火曜日	往診
	(さくら)	敬老会
	(ひまわり)	敬老会、おやつレク
	(こすもす)	敬老会
	第4週	消防訓練
	第2木曜日	運営推進会議
	第1金曜日	給食会議
	祭り実行委員会	

事業計画表(案)

令和2年度

月	日	行事
10月	第1金曜日	全体会議・施設内研修
		入居検討委員会
		事故防止検討委員会
		リーダー会議
		褥瘡対策委員会
		身体拘束廃止委員会
		感染対策委員会
		環境美化委員会
		災害対策委員会
		業務安全委員会
	適宜	ユニット会議
	第2、4火曜日	往診
	(さくら)	茶話会
	(ひまわり)	買い物
(こすもす)	ハロウィン	
	不二の里秋まつり	
	祭り実行委員会	
11月	第1金曜日	全体会議・施設内研修
		入居検討委員会
		事故防止検討委員会
		リーダー会議
	適宜	ユニット会議
	第2、4火曜日	往診
		家族会
	(さくら)	誕生会、料理教室
	(ひまわり)	書道、団子汁作り、
	(こすもす)	茶話会
	第2木曜日	運営推進会議
第1金曜日	給食会議	
12月	第1金曜日	全体会議・施設内研修
		入居検討委員会
		事故防止検討委員会
		リーダー会議
		褥瘡対策委員会
		感染対策委員会
		スキルアップ委員会
	適宜	ユニット会議
	第2、4火曜日	往診
	(さくら)	クリスマス会
	(ひまわり)	クリスマス会
	(こすもす)	クリスマス会
		餅つき会

月	日	行事
1月	第1金曜日	全体会議・施設内研修
		入居検討委員会
		事故防止検討委員会
		リーダー会議
		身体拘束廃止委員会
		環境美化委員会
		災害対策委員会
		業務安全委員会
	適宜	ユニット会議
	第2、4火曜日	往診
	(さくら)	ゆず風呂
	(ひまわり)	ゆず風呂
	(こすもす)	ゆず湯
	第2木曜日	運営推進会議
第1金曜日	給食会議	
2月	第1金曜日	全体会議・施設内研修
		入居検討委員会
		事故防止検討委員会
		リーダー会議
		褥瘡対策委員会
		感染対策委員会
		スキルアップ委員会
	適宜	ユニット会議
	第2、4火曜日	往診
	(さくら)	節分
	(ひまわり)	節分、おやつバイキング
(こすもす)	節分	
3月	第1金曜日	全体会議・施設内研修
		入居検討委員会
		事故防止検討委員会
		リーダー会議
		災害対策委員会
	適宜	ユニット会議
	第2、4火曜日	往診
	(さくら)	ひな祭り
	(ひまわり)	ひな祭り
	(こすもす)	茶話会
	第4週	消防訓練
	第2木曜日	運営推進会議
	第1金曜日	給食会議

令和2年度 会議・委員会開催予定表(案)

4月	5月	6月	7月	8月	9月
	運営推進会議		運営推進会議		運営推進会議
業務安全委員会			業務安全委員会		
感染対策委員会		感染対策委員会		感染対策委員会	
褥瘡対策委員会		褥瘡対策委員会		褥瘡対策委員会	
災害対策委員会			災害対策委員会		災害対策委員会
環境美化委員会			環境美化委員会		
		スキルアップ委員会			スキルアップ委員会
身体拘束廃止委員会			身体拘束廃止委員会		
	給食会議		給食会議		給食会議
祭り実行委員会	祭り実行委員会	祭り実行委員会	祭り実行委員会	祭り実行委員会	祭り実行委員会
10月	11月	12月	1月	2月	3月
	運営推進会議		運営推進会議		運営推進会議
業務安全委員会			業務安全委員会		
感染対策委員会		感染対策委員会		感染対策委員会	
褥瘡対策委員会		褥瘡対策委員会		褥瘡対策委員会	
災害対策委員会			災害対策委員会		災害対策委員会
環境美化委員会			環境美化委員会		
		スキルアップ委員会		スキルアップ委員会	
身体拘束廃止委員会			身体拘束廃止委員会		
	給食会議		給食会議		給食会議
祭り実行委員会					

・全体会議(第1金曜日)

・入居検討委員会(第1金曜日)

・運営推進会議(奇数月 第2木曜日)

・感染対策委員会・褥瘡対策委員会・環境美化委員会(偶数月 第1金曜日)

・スキルアップ委員会(2・6・9・12月第1金曜日)

・リナーダ一会議(第1金曜日)

・事故防止検討委員会(第1金曜日)

・業務安全委員会(1・4・7・10月 第1金曜日)

・給食会議(奇数月 第1金曜日)

・ユニット会議(毎月適宜)

・身体拘束廃止委員会(1・4・7・10月 第1金曜日)

・災害対策委員会(1・3・4・7・9・10月 第1金曜日)